

### ◆令和3年1月～3月事故の状況◆

#### 【事故の特徴】

- ☆事故件数は「10件」発生しており、過去5年平均に比べ2件程度少ない状況。
- ☆労働災害が「8件」発生しており、過去5年平均に比べ4件増加。
- ☆休業4日以上労働災害が「4件」発生し、発生率が50%となっており、非常に高い状況。
- ☆死亡事故の発生はなかった。

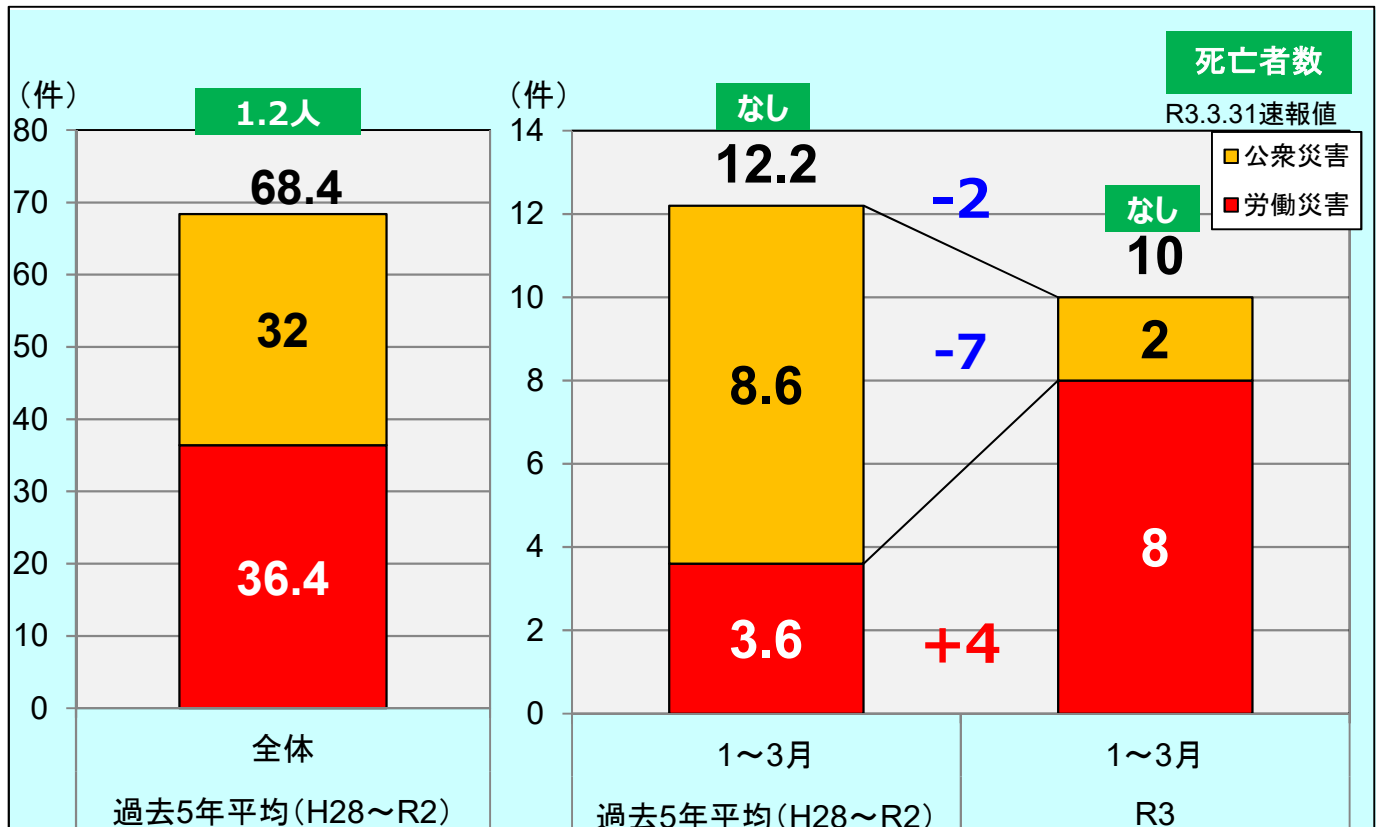
- ◇ 例年5月から6月にかけて事故は増加します。
- ◇ 工事着手直後は事故発生リスクが高いことから安全管理の徹底をお願いします。
- ◇ 5月からは気温が上がりますので熱中症に注意が必要です。

### 1. 工事事故の発生状況

※使用している数値は速報値であるため、今後変更となる可能性があります。  
※北陸地方整備局発注の直轄工事を対象としています。

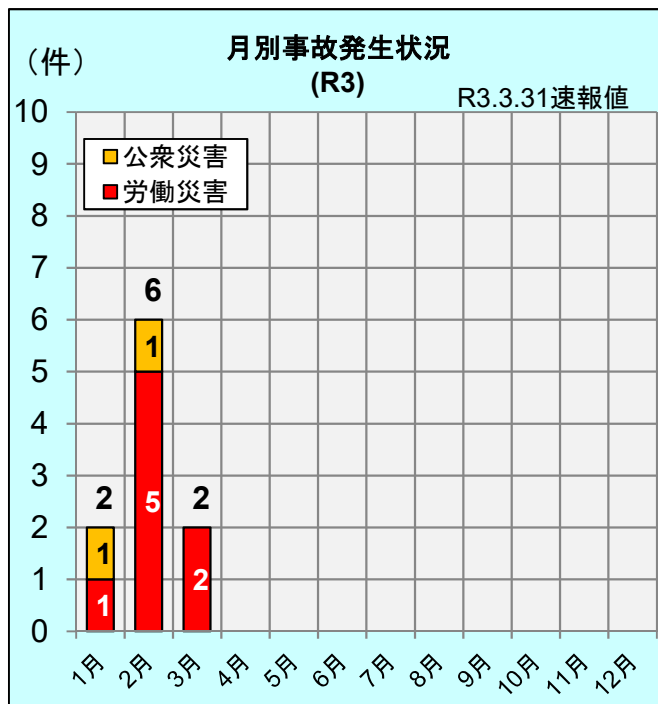
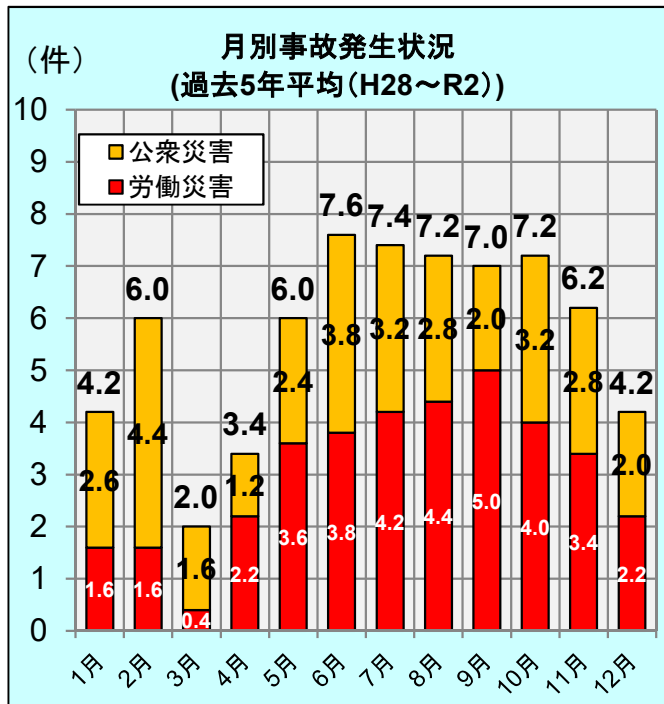
#### 1) 過去5年平均との比較

1月から3月までの事故件数は10件で過去5年平均と比較すると2件少ない状況であるが、労働災害は8件発生しており、過去5年平均と比較して4件増加しています。



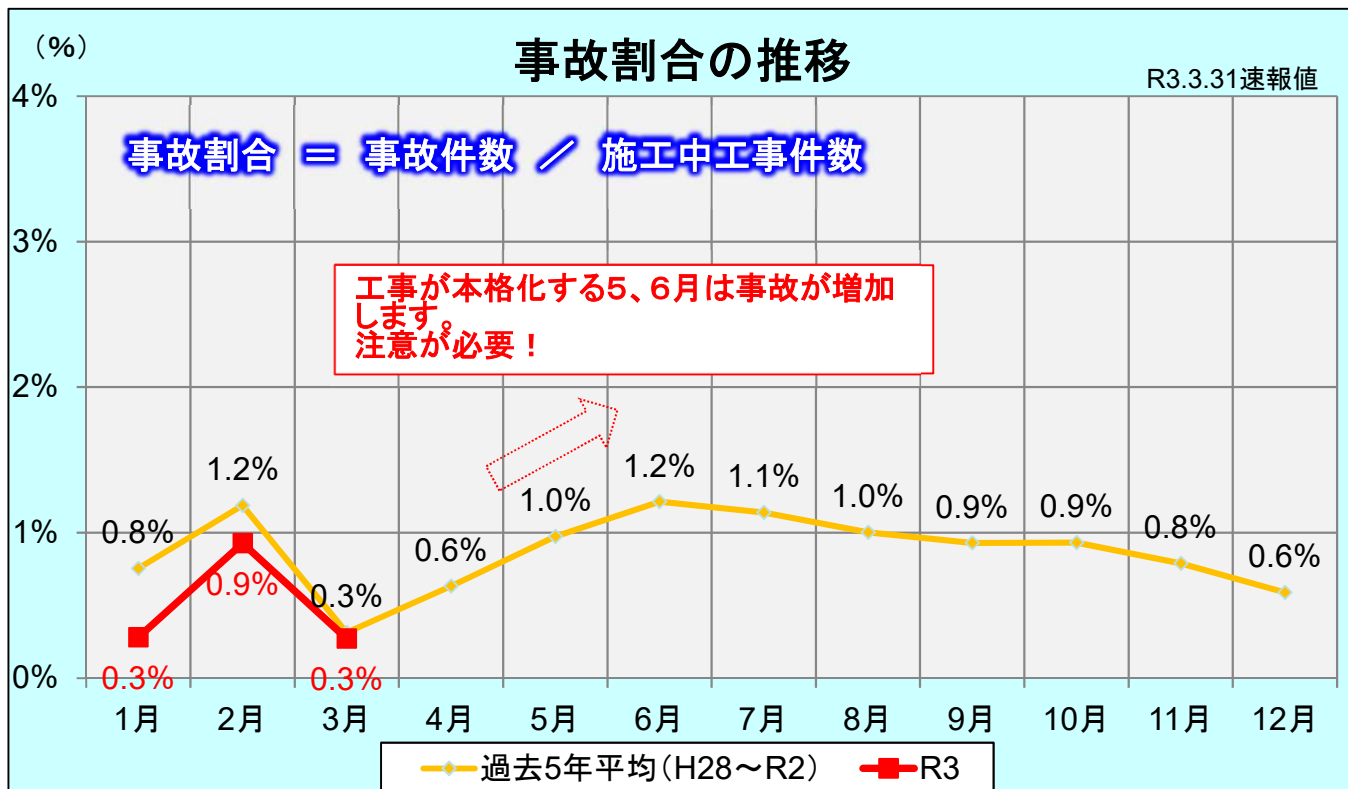
## 2) 月別の事故発生件数

過去5年平均と比較すると、1月が2件減少、2月、3月は変化は無い状況ですが、2月、3月は労働災害が増加しています。



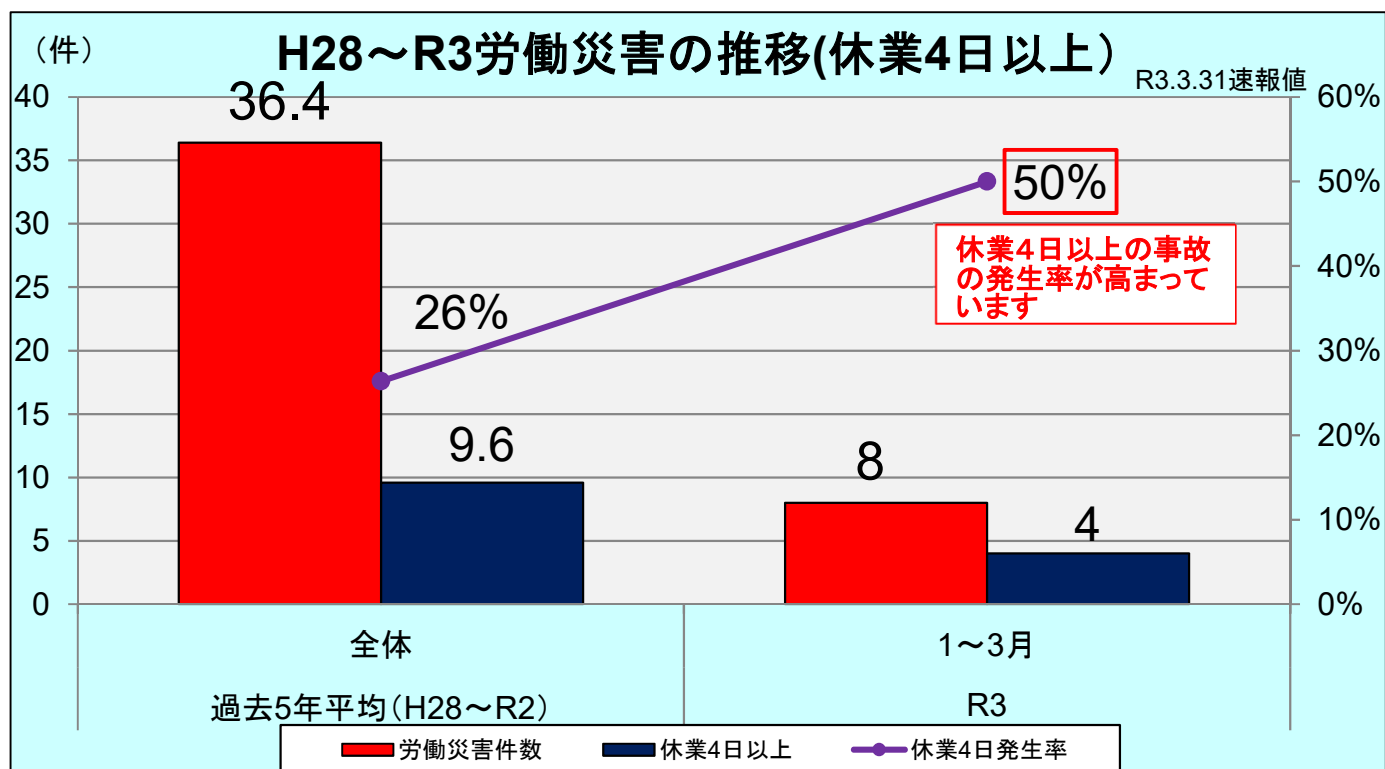
## 3) 事故割合

施工中の発生割合を、過去5年平均と比較すると、1月、2月が減少、3月は変化が無い状況です。例年、工事が本格化する5月から6月が増加しますので、これから特に注意が必要です。



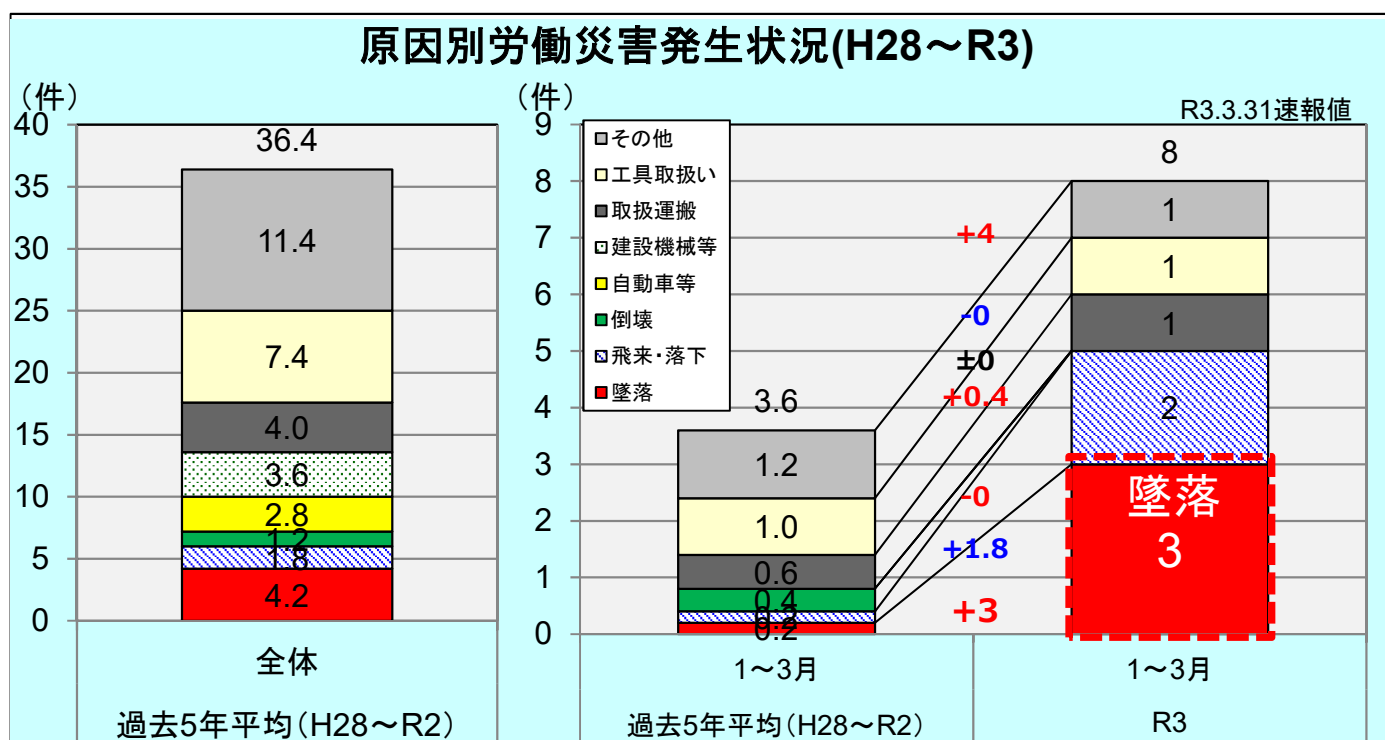
#### 4) 休業4日以上の事故発生状況

1月から3月の労働災害は8件発生しており、うち4件が休業4日以上の事故となっています。休業4日以上の事故発生率は50%となっており非常に高くなっております。



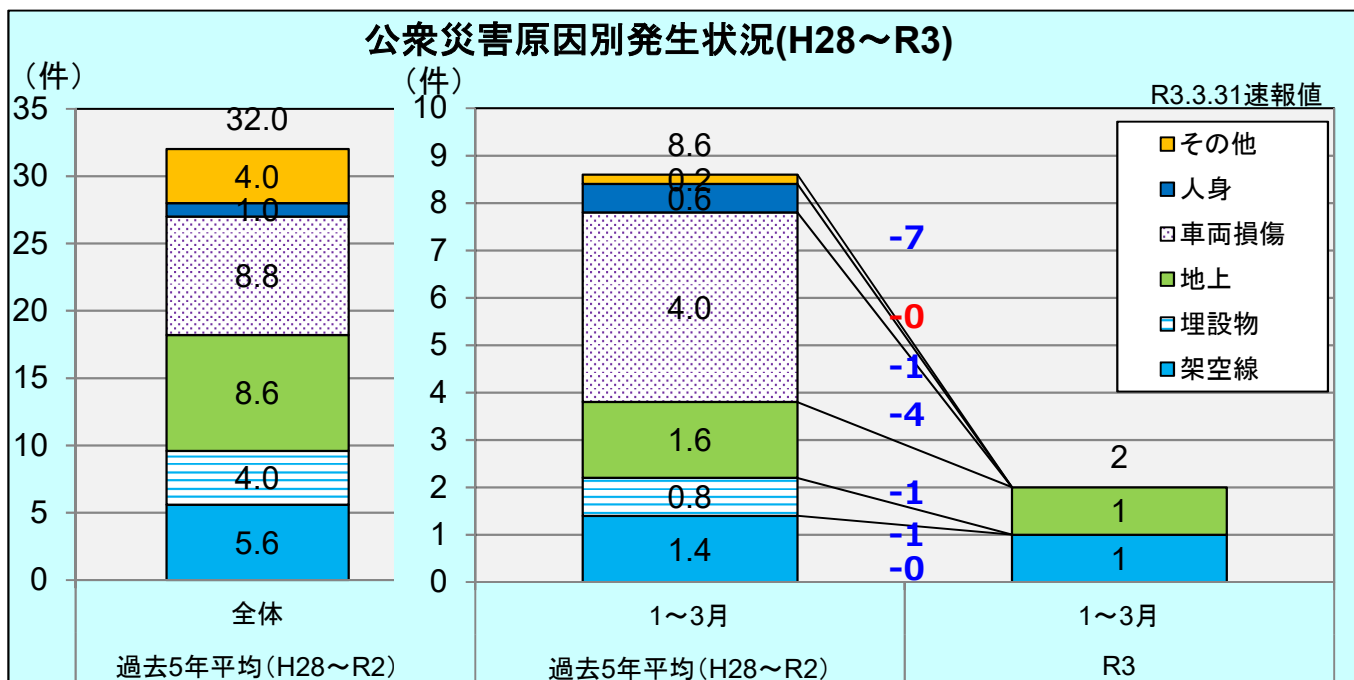
#### 5) 労働災害の原因別事故発生件数

1月から3月までの労働災害は8件で過去5年平均と比較すると4件増加していますが、その原因として墜落の事故が増加しています。



## 6) 公衆災害の原因別発生状況

1月から3月までの公衆災害は2件で過去5年平均と比較すると、7件少ない状況です。原因別では、車両損傷はなかったものの架空線の切断、地上物件（信号機損傷）が1件ずつ発生しています。



## 2. 土木工事安全施工技術指針の改定について（令和3年3月改定）

**令和3年3月に「土木工事安全施工技術指針」が改定されました。**

### 土木工事安全施工技術指針とは

- 国土交通省で行う一般的な工事の安全施工の技術指針です。
- 「労働安全衛生法」「労働基準法」「労働安全衛生規則」「建設工事公衆災害防止対策要綱」「火薬類取締法」「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」等を参考に、国土交通省所管工事に適用できるように作成しています。
- 工事の設計、施工、監督にあたっての安全施工に向けた参考活用を目的として作成しています。
- 発注者は工事の設計、積算及び工事の監督、検査にあたり、参考として活用してください。
- 受注者の皆様も活用をお願いします。

※「土木工事安全施工技術指針」は、下記URLに掲載しています。

国土交通省北陸地方整備局ホームページ内

<http://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/kaitei/shiyousho/0303/anzensekougijutsuR0303.pdf>

主な改定内容は次ページとなります

# 土木工事安全施工技術指針の主な改定内容

- 工事の安全施工に関する各種基準の改定を踏まえ指針を改定
- 安衛則等の改定を踏まえ、現行本文の必要な箇所について改定

## ■厚労省発出「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」(基安化発1021第1号(令和2年10月21日))に伴う改定

### ●第2章安全措置一般第10節現場管理 9. 剥離剤など化学物質の適正な使用

剥離剤など化学物質の使用については、ラベル・SDS(安全データシート)の情報に基づき、ばく露防止措置を確実に実施するとともに、通風が不十分な場合には排気装置を設けるなど有害物の濃度を低減させる対策を実施すること。(追記)

### ●第14章橋梁工事(架設工事)第3節鋼橋架設作業 8. 溶接・塗装等作業

(2) 箱桁・鋼橋脚等の内部に限らず、塗膜の剥離など剥離剤の取扱い作業では、ばく露防止措置を確実に実施するとともに、通風が不十分な場合に排気装置を設けるなど有害物の濃度を低減させる対策を実施すること。(追記)

## ■厚労省発出「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(令和2年7月20日付け基発0720第2号)の改定

### ●第15章山岳トンネル工事第4節粉じん対策2.粉じん発生源対策

(6)コンクリート等の吹付けを行う作業にあつては、次に掲げる措置を講じること。

- ① 湿式型の吹付機械装置を使用すること又はこれと同等以上の措置(エアレス吹付技術を含む)を講じること。
- ② 必要に応じ、コンクリートの原材料に粉じん抑制剤等を入れること。
- ③ 吹付けノズルと吹付け面との距離、吹付け角度、吹付け圧等に関する作業標準を定め、作業員に当該作業標準に従って作業させること。
- ④ より本質的な対策として、遠隔吹付技術の導入を検討すること。(追記)

### ●第15章山岳トンネル工事第4節粉じん対策3.換気

(1)換気装置等の計画にあつては、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは $2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とすること。ただし、掘削断面積が小さいため、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。(3mg/m<sup>3</sup>→2mg/m<sup>3</sup>)

※朱書太字が追記・修正箇所

## 建設工事事故データベース(SAS)の登録を忘れずに

- ・建設工事事故データベース(SAS)への登録をお願いいたします。
- ・建設工事事故データベース(SAS)は、地方整備局・都道府県・政令指定都市・機構等が発注する公共工事で発生した一定規模以上の事故の事故報告データの集合体です。収集されたデータは、建設工事事故対策検討委員会や発注者において、工事事故防止に向けた対策の検討・立案に利用しています。
- ・**休業4日以上**の建設工事事故について、受注者・発注者は必ずインターネットを利用して登録(入力)してください。

**ホームページ:** <https://sas.hrr.mlit.go.jp/>



- ・対象工事は、以下の通りです。
- ・登録の際は、主任監督員・受注者への事故番号、パスワードを主任監督員宛てに技術検査官より通知します。
- ・登録に関する詳細については、ホームページ内の「SASのガイドライン」を参照して下さい。
- ・登録する対象工事

※ 工事区域: 工事作業現場内及び隣接区域

事故の分類	事故の定義
労働災害	工事区域において工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 資機材・工事製品輸送作業が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上を負傷をいう。
もらい事故	工事区域において当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡又は負傷した事故。 なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上を負傷をいう。
負傷公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。 なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。
物損公衆災害	工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死傷に繋がる可能性の高かった事故。

【問い合わせ先】 北陸地方整備局 企画部 技術検査官 山崎

TEL 025-370-6702 FAX 025-280-8861